

日南町第2回定例29年3月24日

平成29年 第2回(定例)日南町議会会議録(第6日)
平成29年3月24日(金曜日)

議事日程(第6号)

平成29年3月24日 午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 発議第3号 | 日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について |
| 日程第2 | 発議第4号 | 日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 発議第5号 | 日南町議会議員定数条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第37号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町高齢者生産活動センター) |
| 日程第5 | 議案第38号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(ふるさと日南邑) |
| 日程第6 | 議案第39号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南高原フラワーセンター) |
| 日程第7 | 議案第40号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南高原フラワーセンター育苗ハウス) |
| 日程第8 | 議案第41号 | 日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例及び日南町消防団条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第42号 | 日南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第43号 | 平成28年度日南町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第11 | 議案第7号 | 日南町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する協議について |
| 日程第12 | 議案第8号 | 日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について |
| 日程第13 | 議案第9号 | 木下文庫基金条例の廃止について |
| 日程第14 | 議案第10号 | 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第12号 | 日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第13号 | 日南町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第14号 | 日南町税条例等の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第15号 | 日南町特別医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第16号 | 日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第17号 | 日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第18号 | 日南町立生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第23 | 議案第28号 | 平成29年度日南町一般会計予算 |
| 日程第24 | 議案第29号 | 平成29年度日南町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第30号 | 平成29年度日南町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第31号 | 平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第32号 | 平成29年度日南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第28 | 議案第33号 | 平成29年度日南町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第34号 | 平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第35号 | 平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算 |
| 日程第31 | 議案第36号 | 平成29年度日南町病院事業会計予算 |
| 日程第32 | 平成29年陳情第1号 | 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情書 |
| 日程第33 | 平成29年陳情第2号 | 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 |
| 日程第34 | 平成28年陳情第7号 | 鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書 |
| 日程第35 | 発議第6号 | 鳥取県西部管内に、問題行動等に総合的・長期的に対応できる施 |

日南町第2回定例29年3月24日

- 設の実現を求める意見書提出について
 日程第36 議員派遣の件
 日程第37 委員会の閉会中の継続審査について
 (平成29年請願第1号)
 (平成29年陳情第3号)
 日程第38 委員会の閉会中の継続調査について
 (議会運営委員会の調査)
 (総務教育常任委員会の調査)
 (経済福祉常任委員会の調査)
 (中心地域整備に関する調査特別委員会の調査)
 (議会広報調査特別委員会の調査)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第3号 日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について
 日程第2 発議第4号 日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部改正について
 日程第3 発議第5号 日南町議会議員定数条例の一部改正について
 日程第4 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町高齢者生産活動センター)
 日程第5 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について(ふるさと日南邑)
 日程第6 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南高原フラワーセンター)
 日程第7 議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南高原フラワーセンター育苗ハウス)
 日程第8 議案第41号 日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例及び日南町消防団条例の一部改正について
 日程第9 議案第42号 日南町国民健康保険税条例の一部改正について
 日程第10 議案第43号 平成28年度日南町一般会計補正予算(第8号)
 日程第11 議案第7号 日南町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する協議について
 日程第12 議案第8号 日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
 日程第13 議案第9号 木下文庫基金条例の廃止について
 日程第14 議案第10号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 日程第15 議案第11号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 日程第16 議案第12号 日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
 日程第17 議案第13号 日南町個人情報保護条例の一部改正について
 日程第18 議案第14号 日南町税条例等の一部改正について
 日程第19 議案第15号 日南町特別医療費助成条例の一部改正について
 日程第20 議案第16号 日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
 日程第21 議案第17号 日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
 日程第22 議案第18号 日南町立生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 日程第23 議案第28号 平成29年度日南町一般会計予算
 日程第24 議案第29号 平成29年度日南町国民健康保険特別会計予算
 日程第25 議案第30号 平成29年度日南町簡易水道事業特別会計予算
 日程第26 議案第31号 平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第27 議案第32号 平成29年度日南町介護保険特別会計予算
 日程第28 議案第33号 平成29年度日南町介護サービス事業特別会計予算
 日程第29 議案第34号 平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第30 議案第35号 平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
 日程第31 議案第36号 平成29年度日南町病院事業会計予算

日南町第2回定例29年3月24日

- 日程第32 平成29年陳情第1号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第33 平成29年陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第34 平成28年陳情第7号 鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書
- 日程第35 発議第6号 鳥取県西部管内に、問題行動等に総合的・長期的に対応できる施設の実現を求める意見書提出について
- 日程第36 議員派遣の件
- 日程第37 委員会閉会中の継続審査について
(平成29年請願第1号)
(平成29年陳情第3号)
- 日程第38 委員会閉会中の継続調査について
(議会運営委員会調査)
(総務教育常任委員会調査)
(経済福祉常任委員会調査)
(中心地域整備に関する調査特別委員会調査)
(議会広報調査特別委員会調査)

出席議員 (11名)

1番	足古	羽都		出席議員 (11名)	2番	惠比奈	礼	子	君
4番	大	西	勝	覚	5番	山	本	昭	君
6番	近	藤		人	7番	坪	倉	幸	君
8番	久	代	仁	保	9番	荒	木	博	君
10番	村	上	安	志	11番	福	田	稔	君
12番			正	敏					
				君					
				広					

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

局長 _____ 岩 崎 昭 男 君 事務局出席職員職氏名 _____ 井 川 夏 実君 書記 _____

町長 _____ 増 丸 原 山 聡 君 副町長 _____ 中 高 安 村 英 明 君
 教育長 _____ 丸 山 下 悟 君 総務課長 _____ 高 安 村 見 達 曾 井 林 千 幸 君
 企画課長 _____ 木 下 順 久 君 教育次長 _____ 中 高 安 村 見 達 曾 井 林 千 幸 君
 住民課長 _____ 久 城 隆 誠 敏 君 病院事業管理者 _____ 中 高 安 村 見 達 曾 井 林 千 幸 君
 農林課長 _____ 青 葉 誠 也 君 病院事務部長 _____ 中 高 安 村 見 達 曾 井 林 千 幸 君
 建設課長 _____ 財 田 原 邊 積 君 福祉保健課長 _____ 中 高 安 村 見 達 曾 井 林 千 幸 君
 保育園長 _____ 田 邊 陽 子 君 会計管理者 _____ 中 高 安 村 見 達 曾 井 林 千 幸 君

午前9時00分開議

○議長 (村上 正広君) おはようございます。
 ただいまの出席は11名であります。定足数に達していますので、平成29年第2回日南町議会定例会を再開いたします。
 直ちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
 ここで執行部からの発言が求められていますので、これを許します。
 中村副町長。
 ○副町長 (中村 英明君) おはようございます。本日の本会議の説明員でありますけども、2人ほど欠席させていただいておりますので、お願いをしたいというふうに思います。
 農業委員会の小澤事務局長ですけれども、病休といいますが、インフルエンザの関係で休んでおります。そして、もう1人ですが、山中専門監ですが、ちょっと他の公務によっ

日南町第2回定例29年3月24日

出張中でありますので、大変申しわけありませんけれども、欠席させていただいておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村上 正広君）タブレットの追加議案・報告ファイルをお開きください。本町の監査委員から、平成29年3月17日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。1ページから7ページのとおり報告をいたします。

同じく、本町の監査委員から、平成29年3月17日付をもって、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき報告がありました。8ページから11ページのとおり報告をいたします。

タブレット12ページから。議会基本問題調査特別委員会から、会議規則第77条の規定により、特別委員会における調査の経過及び結果について報告を求めます。

○議長（村上 正広君）
○議長（坪倉 勝幸君）

議会基本問題調査特別委員会報告書

本委員会の調査結果について、会議規則第77条の規定により報告する。

平成29年3月24日

議会基本問題調査特別委員会
委員長 坪倉 勝幸

日南町議会議長 村上 正広 様

平成27年6月26日に設置された本委員会は、議会の活性化と権能の充実向上など議会の基本的事項について14回にわたり委員会を開催して、調査、検討して参りました。

その成果として、以下のことについて条例、規則の改正や議員定数の改定などをしました。

1. 議会基本条例のうち、議員報酬に関する条項について議員報酬を改定しようとする場合、鳥取県西部地区特別職等報酬審議会の答申を尊重しなければならないとする条項を追加し、議員報酬改定過程をより公平なものにすることとしました。

2. 議会だよりはこれまで特別委員会を設置してその編集発行をしてきたものを、常設の委員会としてその任務に当たることとし、委員会条例を改正し別表に議会広報常任委員会を追加し、議会だよりの編集、発行に関する事項を所管するとすることとしました。

3. 女性の議会参画の推進に鑑み、会議規則を改正し議員が欠席する際の欠席理由に議員の出産を追加しました。

4. 議長、副議長の選出の過程を明らかにし、公平・公正・透明な議会運営に資するため、会議規則を改正し議長、副議長を志願する者の本会議での所信表明の機会を設けることを規定しました。

5. 議員定数のあり方については、町民との意見交換会や議会に関するアンケートの実施、外部講師を招聘しての勉強会をするなど慎重に検討しました。その結果、多様な意見を町政に反映させる必要があるなどの意見もあるなか採決の結果、町の人口が減少していること、アンケートの集計で定数を減らすべきとの意見が多かったことなどの理由により議員定数を現行の12人から2人減じて10人にするとの結論に至りました。

このほか、町民の皆様からいただいた意見や質問に応えるための協議や議案審議の充実などについても精力的に調査検討しました。

今後も引き続き議会の活性化及び使命達成のための取り組みについて不断の努力をすることを互いに確認して今期定例会をもって、本委員会は調査を終了することとしました。

以上

日程第1 発議第3号

○議長（村上 正広君）タブレット14ページから。日程第1、発議第3号、日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につき、提案の趣旨についての説明を求めます。

○議長（古都 勝人君）
○議長（古都 勝人君）

発議第3号

日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について

ページ(4)

日南町第2回定例29年3月24日

次のとおり、日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成29年3月24日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 古都 勝人

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正する条例。日南町意欲ある農業者支援条例（平成25年条例第1号）の一部を次のとおり改正する。

改正の内容でございますが、助成対象者、第3条、1項、2項、3項については従来どおりといたします。これに、第4項、この助成金の交付を受けたことがない者を加えて、より明確な条例にしたいと思っております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上です。

○議長（村上 正広君）これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第1、発議第3号、日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第2 発議第4号

○議長（村上 正広君）タブレット15ページ。日程第2、発議第4号、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につき、提案の趣旨についての説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、山本芳昭議員。

○総務教育常任委員会委員長（山本 芳昭君）

発議第4号

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する
条例の一部改正について

次のとおり、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成29年3月24日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本 芳昭

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、第2条第5項に「業者による改修・新築については町内業者に限る」と加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。以上です。

○議長（村上 正広君）これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第2、発議第4号、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日南町第2回定例29年3月24日

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第5号

○議長（村上 正広君）タブレット16ページ、日程第3、発議第5号、日南町議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につき、提案の趣旨についての説明を求めます。

議会基本問題調査特別委員会委員長、坪倉勝幸議員。

○議会基本問題調査特別委員会委員長（坪倉 勝幸君）

発議第5号

日南町議会議員定数条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成29年3月24日提出

提出者 日南町議会 議会基本問題調査特別委員会
委員長 坪倉 勝幸

日南町議会議員定数条例の一部を改正する条例。日南町議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

改正後、改正前の表がありますけれども、改正前、議員定数12名としてあったものを、改正後、10名とするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日南町議会議員定数条例の規定は、同日以降初めてその期日を告示される日南町議会議員の一般選挙から適用する。以上であります。

○議長（村上 正広君）これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第3、発議第5号、日南町議会議員定数条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、本案に対して、反対の立場から討論を行います。

現在12名の議員を平成31年の統一地方選挙から、一般選挙から2名減員して、定数を10名にするという議案であります。これまで、先ほど委員長から報告があったように、議員定数についてはずっと議会の基本問題特別委員会でいろいろ皆さんと審議し、あるいは議会報告会で意見を聞いてまいりました。そして、昨年12月末を締め切りに、アンケートをとったわけです。アンケートの中で、今の議員定数が多いという方が58%でした。それ以外のちょうどいいが27%、少ないが2%、わからないという方が13%でした。多いという方は、確かに58%が多かったわけですが、実際には多いという人と、わからない、ちょうどいい、少な過ぎるという数字は、全体としてみればかなり拮抗している数字ではないかなというふうに私は分析しています。

議員定数については、従来、人口規模に応じて、地方自治法に法定数が規定されてきました。しかし、平成23年の法改正によって、それぞれの自治体において議員定数を条例により自由に定めることができるようになったのであります。この間、町村合併とか地方の行革とかいう中で、議員定数が全国平均で約7.1人、町村の議会では減っています。しかし、日南町は非常に面積も340平方キロメートル、隣の日野町、江府町と比べても面積的には2倍、3倍の面積もあるし、隣の日野町が10名、江府町が10名でありますけれども、今の日南町のこの人口、4,100人の人口ですけれども、かつては2,000人以上5,000人未満の自治体は、上限数というので14名という上限数もあったわけで

日南町第2回定例29年3月24日

す。しかし、この間、県内でも議員定数が大幅に削減されてきました。確かに、人口の減少の中で、住民の皆さんから、もう議員定数多過ぎるじゃないかなという意見はあったわけですが、やはり多様な民意を反映するためには、一定数の議員が必要だというふうに私は考えます。

したがって、私は現在の12人を維持すべきだという立場から、この改定案に反対であります。

○議長（村上 正広君）次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

4番、古都勝人議員。

○議員（4番 古都 勝人君）委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

今、反対者からこれまでの経緯等について詳細に御説明をいただいたわけでございますが、前期構成の議会、それから今期構成の議員、非常に議会の広報広聴能力を最大限に使って、住民の意思を体感したわけでございます。上に特別委員会を設け、長年の懸案のこの問題をそれぞれの議員が思いを述べて、全員で採決した結果、発議されたものであります。人口の減少が予測される中、また、民意を反映する議会として当然の発議だろうと私は考えております。

反対者も長年、研究、検討されて、特別委員会では発言されたことはございますし、減数に関しては採決に参加しないというような意思表示もなされた経過もありますけれども、いずれにいたしましても、今期議員全員がそろったところでの決定であります。議会の流れ、議会人として体感をいただいて、それぞれの議員がこの発議が可決されるように、私は期待しております。

以上の理由で、委員長報告に賛成であります。

○議長（村上 正広君）これより採決を行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 から 日程第7 議案第40号

○議長（村上 正広君）タブレット17ページから。日程第4、議案第37号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町高齢者生産活動センター）、日程第5、議案第38号、公の施設に係る指定管理者の指定について（ふるさと日南邑）、日程第6、議案第39号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南高原フラワーセンター）、日程第7、議案第40号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南高原フラワーセンター育苗ハウス）、以上の4議案を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）タブレット、追加議案・報告ファイル17ページの議案第37号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町高齢者生産活動センター）でございます。内容といたしましては、公の施設に係る指定管理の指定でありまして、指定管理者の氏名が、日南町下石見199番地の2、氏名が日南振興株式会社、代表取締役、浅川佳紀であります。指定管理に係る施設の名称及び所在につきましては、日南町高齢者生活活動センター、日南町矢戸1164番地の1であります。管理に関する期間は、平成29年4月1日から平成34年の3月31日まで5年間あります。業務の範囲といたしましては、生活活動センターの一部の維持及び管理の部分の利用許可に関する業務、維持及び管理する部分の利用料の収受に関する業務であります。利用料に関する事務につきましては、センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものでございます。

続きまして、議案第38号、同じく公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。ふるさと日南邑であります。

内容につきましては、公の施設に係る指定管理の指定でありまして、指定管理者の氏名は、日南町下石見199番地の1、日南振興株式会社、代表取締役、浅川佳紀であります。指定管理に係る施設の名称及び所在につきましては、ふるさと日南邑、日南町神戸上2962番地の1であります。指定管理の期間につきましては、平成29年4月1日から32年の3月31日までの3年間あります。管理業務の範囲につきましては、日南邑の利用に関する業務、施設及び整備の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務であります。利用料に関しましては、ふるさと日南邑の設置及

日南町第2回定例29年3月24日

び管理に関する条例第8条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものでございます。

続きまして、同じく、議案第39号、公の施設に係る指定管理者の指定であります。これも日南高原フラワーセンターであります。

公の施設に係る指定管理者の指定でありますけれども、指定管理者の名称につきましては、米子市尾高1983番地の9、アイビレッジ株式会社、代表取締役、田中和利であります。指定管理に係る施設の名称及び所在につきましては、日南高原フラワーセンター、日南町神戸上2962番地の1であります。期間につきましては、平成29年4月1日から34年3月31日まで。管理業務の範囲といたしましては、フラワーセンターの利用に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務であります。利用料に関する事項につきましては、フラワーセンターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものでございます。

この施設につきましては、いわゆるフラワーセンターの管理棟というふうなものが駐車場から下に向けてあるというふうには思っておりますが、そちらのほうでアロマを中心に製造をするというふうなことでございます。

続きまして、議案第40号、公の施設に係る指定管理者の指定について、日南高原フラワーセンター育苗ハウスについてであります。

内容につきましては、指定管理者の名称といたしましては、日野郡日南町三栄1097-1、日南物産株式会社、代表取締役、石田康雄であります。指定管理に係る施設の名称及び所在につきましては、日南高原フラワーセンター育苗ハウス、日南町神戸上2962番地の1であります。平成29年4月1日から34年3月31日までの5年間です。管理業務の範囲につきましては、フラワーセンター育苗ハウスの利用に関する業務、施設及び施設の維持管理に関する業務、町長が必要と認める業務であります。利用料に関する事項といたしましては、フラワーセンターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものであります。これは、いわゆる日南物産という、日南町に本拠を置いて、米子市のほうで売り切れゴメン市というのをやっておりますけれども、具体的には石田コーポレーションが母体になるわけですが、その会社であります。日南町では澤田建設さん、それから石田コーポレーション、そして絹谷澄雄さん等が会社の構成をしております。内容といたしましては、フラワーセンター、大きな温室のほうにつきましては、大温室が中央にございますが、これにつきましては、日南町のゲートボール協会やグラウンドゴルフ協会等で、日南邑を中心として、スポーツ施設として利用していただく、その周辺のガラスハウスが、今、以前、赤松産業が利用しております、現在休眠施設となっております。それにつきまして、ガラスを取って、温室を張って、日南邑と一体となった観光的な農業を実施するというふうに聞いております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村上 正広君）これより各案に対する質疑を許します。質疑の際は議案番号をお示しく下さい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議決ごとにこれを行います。

日程第4、議案第37号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町高齢者生産活動センター）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第37号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第38号、公の施設に係る指定管理者の指定について（ふるさと日南邑）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

日南町第2回定例29年3月24日

これより採決を行います。

議案第38号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第39号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南高原フラワーセンター）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第40号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南高原フラワーセンター育苗ハウス）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第40号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号

○議長（村上 正広君）タブレット52ページから。日程第8、議案第41号、日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例及び日南町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）タブレットの追加議案・報告ファイル52ページでございます。議案第41号、日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例及び日南町消防団条例の一部改正についてであります。

内容といたしましては、鳥取県町村職員退職手当組合を鳥取県町村総合事務組合とすることに伴う関係条例の整理に関する条例及び鳥取県町村総合事務組合消防職員消防団員等の公務災害補償等に関する条例の制定について、鳥取県町村職員退職手当組合について議決されたことにより、関係条例を引用する条例について、一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、1番目には、日南町の職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例において引用する条例の題名を退職手当に関する条例から鳥取県町村総合事務組合退職手当に関する条例に改めるものでございます。2番目には、日南町消防団員条例中、団体名を鳥取県市町村消防災害補償組合から鳥取県町村総合事務組合に改めるものでございます。この条例は、29年の4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第8、議案第41号、日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例及び日南町消防団条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ました。

日程第9 議案第42号

○議長（村上 正広君）タブレット54ページから。日程第9、議案第42号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）追加議案の報告ファイル54ページでございます。議案第42号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

概要といたしましては、国民健康保険法第57条の2第2項及び第81条の規定に基づき国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、日南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、保険税軽減の範囲の改正であります。5割軽減の判定所得基準でありますけれども、現行が33万円プラス（26万5,000円掛ける同一世帯の被保険者数）となっておりますが、改正後は、33万円プラス（27万円掛ける同一世帯の被保険者数）ということで軽減の範囲が広がるものでございます。そして、2割軽減の所得判定基準でありますけれども、基準額が現行が33万円プラス48万円掛ける同一世帯の被保険者数でありますけれども、改正後は、33万円プラス49万円掛ける世帯数ということであります。施行期日は29年4月1日から施行し、適用基準は、この条例による改正後の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、それぞれ平成28年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということですので、よろしく願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

日程第9、議案第42号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号

○議長（村上 正広君）タブレット56ページから。日程第10、議案第43号、平成28年度日南町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）追加ファイルの56ページの議案第43号の平成28年度日南町一般会計補正予算（第8号）であります。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれに1億6,270万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億4,732万円とするものでございます。

繰越明許費の補正といたしまして、第2条のほうで、繰越明許費の追加は第2表の繰越明許費補正によるものでございます。特に、1月13日からの大雪により全壊した農業用ハウスを対象に撤去、復旧費として3月補正に行いましたが、これが年度内に間に合わないということでありますので、繰越明許費をお願いをするものでございます。

内容といたしましては、先ほど申しましたように、歳入といたしましては、地方交付税が2億2,365万9,000円、繰越金が6万3,000円、町債が臨時財政対策債を皆減し、特別交付税による財政調整を行いまして、マイナスの1億2,101万6,000円とするものでございます。歳出といたしましては、余剰金が生じるため、工業施設の維持管理確保のため、公共建設基金へ積み立てるものでございます。詳しくは総務課長のほうから説明をよろしく願いします。よろしく願いいたします。

○議長（村上 正広君）いいですか。

これより本案に対する質疑を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）28年度のこの見込みで、今年度の予算の中で、特別交付税含めて31億4,200万という決算の見込みを立てておられます、28年度の見込みが。この補正を、地方交付税、特別交付税ということですけども、2億2,365万9,000の補正をされたわけだけども、過去ずっと調べてみると、七、八年、ほとんど5億数千万単位の特別交付税になっているわけだけども、今年度、この特別交付税の結果をどのように見ておられるのかということと。それから、いわゆるこの歳出のほうでいえば、この基金に積まれるということですけども、これについて、その考え方を示してください。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）これまでは、ある程度特別交付税及び普通交付税について、少々厳しい見方をしておったといたしますが、当初予算ではですね。ある程度、年度末になると基金を積んできたわけでありまして、今回の場合には、御承知のとおり、昨年的人口減というふうなところで、普通交付税でいうと逆に減って、見込みよりも減っていったというふうな状況があります。今回の特別交付税についても、どちらかという、日南町の事業が認められたという面もあるというふうに思っておりますけど、もう1点は、鳥取県全体として3割程度、雪害に対する特別交付税措置というのがあると思っております。その余波が少し日南町にもいただいたというふうに思っております。そういうふうな考え方をいたしますと、特別交付税というのは余りこれから大きく伸びるというふうな要素はないというふうに思っております。

しかし、これまでせっかく先輩諸氏なり町民の皆さんで積んでいただいた基金でありまので、先般の当初予算のときにも申しましたように、地域医療、地域福祉の灯を消さないとか、そして、できる限り町民の皆さんが安心して暮らせるような国保税であるとか、それから介護保険であるとか、そういうふうなところの激変緩和にやはり持するというふうな方向もこれから考えていく必要があるというふうに思っております。今回、公共建設資金に積みましましたのも、今LED、御承知のとおり、蛍光灯の廃止ということがあって、LED化ということがありますが、学校施設等については補助があるというふうなことを今、聞いておりますけども、公共施設等については余り補助がないというふうなことも聞いておりますので、行く行くには庁舎も含めたさまざまなところでのLED化というのが必要になってくるというふうに思っておりますので、そのようなときのためにも、できる限り積んでおくというふうなところを、今回、積んでおくだけのものがないのかなと正直言って思っておったんですけども、雪害等の関係もあって、ある程度、積めるものができましたので、そういう、将来的に町民の方々に負担がかからないような形での使用の考え方も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）今、その公共施設等の基金、積み立てるということで、ちょっと説明があったけども、普通こういう特別交付税で、いろいろな歳出の手法はあると思っておりますけども、やっぱり財政調整基金に積んで、きちっとそれぞれの必要な財源に、今言われたような国保とか介護保険とかということに繰り出していくという手法のほうがいいじゃないかなと思うけども、実際には公共施設の建設基金も今現在、29年度には11億3,700ぐらいの基金残高で、これ新たに積まれるわけですけども、そういうことから考えれば、財政調整基金のほうがいいじゃないかなというふうに思っておりますけども、どうでしょうか。

○議長（村上 正広君）高見総務課長。

○総務課長（高見 正司君）今回の積み立ての中の選択肢としては、財政調整基金ということも検討はいたしました。ただ、以前、議会の全協だったと思っておりますけども、公共施設の管理計画を立てる際、中間的な報告を一度差し上げております。その中で、2013年度ですから、4年前ですね。そのときに、既に更新をすべき、いわゆる償却の終わった公共施設がどれだけあるかと。いわゆるそのときの簿価も含めて、価格で算定すると約25億というのが既に、いわゆる古くなっていると。今後、2025年度には、さらに今度は14億要するという、その中で耐用年数が終わるところで、何度も申しましたけども、更新するのか、改修するのか、あるいは解体するのか、そういう選択肢について今後、その検討はしておきます。28年度末をもってそういうものをまた提示したいと思っておりますけども、既にそういうような老朽化した施設をどうするかということも含めて、多大

日南町第2回定例29年3月24日

な金額がストレートな金額では必要だという結果が出ております。今回積むことによって13億という積立金になりますけども、それも将来ある程度、向けて積んでおきたいと。

一つ言わせていただくと、特別交付税も確定が、3月議会が始まってからということ、非常に悩ましい部分があります。そういうこともあって、なかなかルール外のところもどう対処するのかというのは難しい問題もあります。ただ、今後は、久代議員のおっしゃるような形のものを検討していきたいというぐあいに思います。

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第10、議案第43号、平成28年度日南町一般会計補正予算（第8号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号

○議長（村上 正広君）タブレットの議案ファイルをお開きください。15ページから。日程第11、議案第7号、日南町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する協議についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第11、議案第7号、日南町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する協議についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号

○議長（村上 正広君）タブレット19ページから。日程第12、議案第8号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第12、議案第8号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号

○議長（村上 正広君）タブレット88ページ、日程第13、議案第9号、木下文庫基金

日南町第2回定例29年3月24日

条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第13、議案第9号、木下文庫基金条例の廃止についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 及び 日程第15 議案第11号

○議長（村上 正広君）タブレット89ページから。日程第14、議案第10号、日南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第15、議案第11号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係2議案を一括議題として、前回の議事を継続いたします。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとにこれを行います。

日程第14、議案第10号、日南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第11号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号

○議長（村上 正広君）タブレット91ページから。日程第16、議案第12号、日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第16、議案第12号、日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

日南町第2回定例29年3月24日

これより採決を行います。

議案第12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号

○議長（村上 正広君）タブレット93ページから。日程第17、議案第13号、日南町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第17、議案第13号、日南町個人情報保護条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号

○議長（村上 正広君）タブレット95ページから。日程第18、議案第14号、日南町税条例等の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第18、議案第14号、日南町税条例等の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号

○議長（村上 正広君）タブレット112ページから。日程第19、議案第15号、日南町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第19、議案第15号、日南町特別医療費助成条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第15号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日南町第2回定例29年3月24日

日程第20 議案第16号

○議長（村上 正広君）タブレット115ページから、日程第20、議案第16号、日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第20、議案第16号、日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第17号

○議長（村上 正広君）タブレット119ページ、日程第21、議案第17号、日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第21、議案第17号、日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第17号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第18号

○議長（村上 正広君）タブレット120ページ、日程第22、議案第18号、日南町立生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第22、議案第18号、日南町立生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第18号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思っております。再開は10時15分といたします。

午前 9時56分休憩

日南町第2回定例29年3月24日

午前10時15分再開

○議長（村上 正広君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第23 議案第28号 から 日程第31 議案第36号
○議長（村上 正広君）タブレットの追加議案、報告ファイルをお開きください。67ページから。日程第23、議案第28号、日南町一般会計予算、日程第24、議案第29号、平成29年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第25、議案第30号、平成29年度日南町簡易水道事業特別会計予算、日程第26、議案第31号、平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計予算、日程第27、議案第32号、平成29年度日南町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第33号、平成29年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第29、議案第34号、平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第35号、平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第31、議案第36号、平成29年度日南町病院事業会計予算、以上、平成29年度予算関係9議案を一括議題といたします。
各議案について、予算審査特別委員会を設置して審査を付託していますので、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。
○予算審査特別委員会委員長、山本芳昭議員。

予算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成29年3月24日

日南町議会 予算審査特別委員会
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上 正広 様

記

（付託案件）

議案第28号 平成29年度日南町一般会計予算
議案第29号 平成29年度日南町国民健康保険特別会計予算
議案第30号 平成29年度日南町簡易水道事業特別会計予算
議案第31号 平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計予算
議案第32号 平成29年度日南町介護保険特別会計予算
議案第33号 平成29年度日南町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号 平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号 平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
議案第36号 平成29年度日南町病院事業会計予算

（審査の経過及び結果）

本委員会は、平成29年3月3日、6日、7日、8日、9日、15日、16日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行った。

その結果、平成29年度各会計予算は、議案第28号、第32号、第33号、第34号については賛成多数で、議案第29号、第30号、第31号、第35号、第36号については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

（審査意見）

<全般>

1. 予算説明付属資料について

予算説明資料において継続事業にあつては前年度の検証を踏まえた事業目標・目標数値を示した項目を新たに設け記載されたい。また執行経費の内訳について前年と比較可能な記載とされたい。予算資料と決算資料の事業説明内容と執行経費及び財源は比較しやすいように、項目削除はしないようにされたい。

<一般会計>

2. 町有財産の解体処分について

福栄地域振興センター及び阿毘縁生活改善センター解体工事設計監視委託料は120万円と99万円であり高額と思われる。今までの経験と知識を生かし経費の削減に努められたい。

日南町第2回定例29年3月24日

3. 名水ペットボトル化事業（まめな水）

27年度決算審査において「今後の事業展開について廃止も含め見直すべきである」との意見を付した。今後、事業を継続するとすれば、明確な目的を定め、さらなる事業展開を検討されたい。

4. エナジーにちなんの業務

エナジーにちなんの業務として米などの物販をしないこととなっていたが、依然としてマルカン酢とまめな水を取り扱っている。

これらについても道の駅で取り扱うこととし、エナジーにちなんは農林業研修生育成事業の充実に専念すべきである。

<日南病院事業会計>

5. 剰余金について

従来の公立病院に対する特別交付税措置分に加え29年度一般会計より2,470万円が加えられた。今後人口減少などの要因で厳しい経営が予想されるが、多額の剰余金も保有されている。まずは剰余金を充当すべきであり、29年度中に町当局と十分に協議され議会への報告を求めたい。患者の増加につながるよう医療の信頼性をさらに高め、経費の節減等を図り経営収支の改善に努められたい。

（むすび）

未収金の回収について、28年度の成果、29年度目標達成に向けての方針及び今後の取り組みについて報告されたことを高く評価したい。しかし、予算の積算根拠が明確でないものや計画が十分に検討されていないものが見受けられた。予算額の決定においては計画を十分に検討され積算されたものとされたい。併せて、議会に対し情報開示の迅速化を図られたい。

以上

○議長（村上 正広君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとにこれを行います。

日程第23、議案第28号、平成29年度日南町一般会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、29年度一般会計の当初予算について反対の立場から討論を行います。

先ほど補正予算で基金を1億6,200万、新たに積みれました。全体として、今問題になっている介護保険の問題、それから介護サービスの問題、あるいは日南病院の問題、審査意見でもありましたけども、やっぱり基金を積み立てられるのも、いわゆる財政の健全化という名目でいいのですけども、必要なところには必要な支出をすることが必要ではないかというふうに思います。新年度の予算では、新たに高等学校の教科書の、約112名の生徒の教材の助成、1万5,000円上限とか、いろいろ議論はあったけども、タクシー助成を70歳以上の方にされるということで、新しい子育て支援と高齢者の移動の支援が施策で上げられました。私は、これらの点については非常に評価をしたいと思っておりますけども、ただし、タクシーの助成については、やっぱり新たな仕組みがありますので、今年度の施行される中で、より検討を進めていただきたいというふうに思っています。

大きな反対の理由としては、やはりいつも私言ってますが、この人権センターの関係です、人権施策の関係。約2,400万の予算が組んであります。人権センター、人もたくさん配置しておるわけですけども、やはり私は、今行われている人権センターの教育は、あるいは施策は、もう本当に社会教育の中で、例えば教育委員会の所管の中で十分やれる事業ではないかなというふうに考えて、いわゆる特定の旧同和地区と言われるところに人員をあれだけ配置していくやり方は不公正だというふうに思います。

それから、農林課では菅が谷のブローラー団地の問題についても、今もって解決してません。やはりそのネックになっているのは、旧地財特報の中で行われた事業をきちっと精査して、本当に、いわゆる旧の同和事業がどうだったのかということをやっぱりしっかり今総括されないから、今もってずるずると移管ができていないというふうに思っています。私は現時点で、確かに内心でいろんな差別意識とか一部にあるかもしれませんが、今

日南町第2回定例29年3月24日

の町民の皆さんが、特に当事者と言われる方からも、特別な扱いをしてほしくないという声も実際に出ています。これは昨年12月に法律ができたね部落差別の解消の推進法、この中でも、国会でも議論されてきました。改めてこれまで行ってきた町の同和施策というものに対して、やっぱりきちっと総括するべきだと。今もって前年踏襲型の予算になっていると言わざるを得ません。

それから、もう一つ、この海外の小・中学生の、10名に限定した海外の派遣事業です。これは、私はずっとこれまでも言ってきましたが、この義務教育課程の中で、本当に海外体験、確かに百聞は一見にしかずで海外経験もいいわけですが、本当にどの子も一定の学年になると、対象者になると、海外であるか国内であるかは別として、やっぱりどの子にも同じように機会均等を与えるべきだというふうに思います。

地方創生の中で、非常に町長も努力されていますが、本当にこの地方創生を実現するためには、もう少し思い切った、例えば雇用の問題でも、しっかりとした目標は立てておられるわけですが、今の予算の中で本当に地方創生のプランが達成できるのだろうかという危惧、私持っています。そういう意味では、全庁挙げて、本当に定住対策を、もっともっと根本的に強めてほしいというふうに思います。

このたびの予算議会では、道の駅のことかなり議論になりました。最終的に200万円の訂正ということも発生したわけですが、やはりこの道の駅にしても、本当に生産者、あるいは事業を委託されているM・Aサービス、一丸となってやれる体制に本当になっているのかという点も、やっぱり大きな危惧が残るわけです。こういう点を含めて、一般会計の予算は、もう少し全面的にきめの細かい、そういう対策を打つべきだという意味で、反対の討論といたします。以上です。

○議長（村上 正広君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

2番、恵比奈礼子議員。

○議員（2番 恵比奈礼子君）私は、29年度一般会計予算を可決すべきであるということに賛成の討論をいたします。

29年度としては、先ほど反対者も言われましたように、新たに子育て支援策として、高校の教科書代の助成であるとか、妊娠から出産までのさまざまな女性、そして在宅育児サポート事業、移住定住対策としては、生山の定住促進団地、住宅補助事業、それから高齢者の社会参加のためのタクシー助成事業、道の駅を拠点とした観光振興、そして古民家の活用など、定住人口の増加を図り、持続可能なまちづくりを目指す思い切った予算となっております。

先ほど反対者が言われました人権施策についてであります。日南町の中に、もちろん同和問題を中心としたさまざまな人権問題が、まだ今もってあります。その人権問題に対して啓発していくというのが人権センターの役割であるというふうに思います。そのためにも必要な予算であります。

それから、小・中学生の海外派遣事業であります。どの子にも均等な機会を与えようということですが、どの子にも均等な応募するという機会が与えられています。そして、その中で、やはり意欲であるとか、プレゼンテーション能力であるとか、そういうものを総合的に判断されて10名が決定されるわけがあります。そして、その決定された10名がシアトルに行き、交流し、そして、去年の夏にもシアトルのほうからも訪問団がありました。そして、その訪問団とは日南町の子供たちが広く交流したわけです。そういう交流事業を通して、来年こそは自分もぜひ応募して頑張るぞという、そういう動機づけになることもできますし、日南町の中でしか触れ合えなかった子供たちにとっても、この交流は大変有益なものになると考えております。

以上の理由から、私はこの予算を認定すべきだというふうに思います。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第29号、平成29年度日南町国民健康保険特別会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

日南町第2回定例29年3月24日

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第30号、平成29年度日南町簡易水道事業特別会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第31号、平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第32号、平成29年度日南町介護保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、介護保険会計の当初予算について、反対の立場から討論いたします。

介護保険は始まって、今、第6期中ですけれども、予算が10億となっています。大変大きな事業であります。やっぱり根本は、国の介護保険制度の改悪が大きく影響していて、本当に、例えば要介護3以上じゃないと特養に入れないとか、要支援1、2の人は新年度から、もう完全に地域の、各自治体で総合支援事業で行わなければならないというふうになり、日南町は一昨年やってましたけれども、そういうふうになりました。その結果、介護保険サービスを行う事業者は、介護報酬も下がり、要支援1、2の人の訪問ヘルプサービスとかデイサービスは報酬単価がもう激減したわけですよ。それによって非常に経営が圧迫されている。これが大きな問題になっています。国政、国の問題はそうでありまして、先ほど一般会計のときにも申し上げましたけれども、本当に必要なサービスを受けられない、これは介護福祉士等の、介護事業者の、なかなか職員が確保できないという深刻な問題の中ではありますが、それを根本的に町として対策、手だてが打たれているのだからというふうに私は思います。相次ぐ閉鎖とか一部休止等によって、本当に必要な介護、保険は掛けているけれども、サービスが受けられないという人が現実に発生しはしないかというふうに私は危惧しています。ですから、まず人を確保するために抜本的な対策をとる、そういう仕組みをやっぱり、町、介護保険者である日南町は、より真剣に取り組むを急ぐ必要があるということ述べていただいて、反対の討論といたします。

○議長（村上 正広君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

1番、足羽覚議員。

○議員（1番 足羽 覚君）私は、委員長報告の賛成の立場で討論させていただきます。

平成29年度の介護保険特別会計は、団塊世代が75歳になる2025年を見据えた、第6期介護保険事業計画の最終年度として実施されます。その中に低所得者の第1号保険料の軽減や地域包括ケアシステムのさらなる充実も盛り込まれ、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防の充実に取り組んで

日南町第2回定例29年3月24日

います。持続可能な社会保障制度の確立を図るためにも、委員長報告に賛成であります。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第33号、平成29年度日南町介護サービス事業特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、本案について反対の討論を行います。

この介護サービス事業の特別会計で、やはりかねてから私が問題にしている、指定管理者である日南福祉会からの負担金です。28年度と27年度で、2年間繰り延べという措置をされました。昨年の予算のときにも申し上げましたけども、2年間も実際こういう状態で放置されてるということ自体が問題であって、今、福祉会との協議を進められているということですが、新年度の予算で2,795万3,000円が既に計上されているけども、これについても検討するということでもあります。しかし、3月定例会の会期中に具体的な検討内容が示されていません、実際には、どのようにされるのか、確かに28年度の決算が最終的にどうなるかということも踏まえてではあるとは思いますが、昨年の決算から見ても、同じような状況だということ、私たちも聞き取りの中で考えています。ですから、もう少し、これまでの日南町の行革の中で、公債の交付税部分の3割を負担していただくという、いわゆるルールです。町と福祉会とのルールですけども、これ自体もやっぱり抜本的に見直す必要があるんじゃないかというふうに私は考えます。単に年限を長くするだけでは問題が解決しないし、言うなれば、建物も減価償却の年限から見ても、耐用年数から見ても、50年などという契約をされること自体が無理があるんじゃないかなというふうに私は考えます。そういうことから、本当に福祉会が、より介護サービスを充実し、職員の雇用を広げていくという支えにするためにも、この負担金のあり方を抜本的に見直すべきだという立場での討論であります。以上です。

○議長（村上 正広君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

4番、古都勝人議員。

○議員（4番 古都 勝人君）私は、認定をすべきだという立場で討論をいたします。

ただいま反対者から経緯、経過、説明があったわけですが、まず、元来、この過疎債、介護サービス債あたりの返還については、両者が協議して行っていくんだというスタンスでスタートし、今説明がありました27、28年については、制度改正等もあつたり、職員が減少したりして、なかなか思うような経営ができないという背景があるわけです。しかしながら、昨日も理事会ですか、開かれておるようでございますけれども、現在担当しておられる日南福祉会では、一生懸命経営改善を実施しておられる最中であり、その上に、現にそこに勤めておられる160名余りの方の一生懸命な姿を見ると、やはり行政としては最大の支援をすべきことは必要だと思っております。今期定例会で執行部のほうからも話があった、ことし1年かけてどのような方法が一番今の日南福祉会に合った方法かという検討をするという発言もあっております。現場においても、行政においても、お互い知恵を出し合って、本来の状態がいち早く復元されるように、努力すべき事項だと思っております。以上の観点で、私は認定すべきだという討論といたします。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）賛成多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第34号、平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

日南町第2回定例29年3月24日

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）後期高齢者の特別会計ですけれども、広域連合で行っている、鳥取県全体で賦課される保険料でありますけれども、これも政府が、国が後期高齢者の医療保険について、私は改悪だと思っておりますけれども、29年度から早速保険料が上がるようになっております。日南町は1,585人の被保険者がおられますけれども、例えば8.5割軽減になる人とか、7割軽減になる人、また、もとの被扶養者ですね、そういう方の保険料が、例えば低所得の8.5割軽減かつ被扶養者が94人おられますけれども、1人当たり2,133円上がるし、7割軽減になる人は1人当たり8,533円上がる。そして、低所得の軽減なしの被扶養者が123人おられますけれども、これ住民課から出していただいた資料ですけれども、8,464円上がるということで、もともとの後期高齢者医療というのは、75歳以上の人を医療保険制度の中で年齢で区別していくという仕組みは、前々から申し上げておりますけれども、本当、世界に例がない医療保険制度です。後期高齢者という名で限定した医療保険は、そもそも私は高齢者の人権侵害だと言ってもいいと思えます。診療内容も一定の制限もありますし、やっぱり後期高齢者、75歳以上の方は保険が別ですよという、この仕組みそのものを、本当に一億総活躍などというなら、やっぱりみんなが同じような保険制度で診療にかかれるべきだと。75歳以上ということ限定しているわけだから、当然保険料がもう漸増するということは見てとれるわけです。早速29年度から、こういう保険料の引き上げも、大きな高齢者にとっての負担増になるということから、反対であります。

○議長（村上 正広君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、荒木博議員。

○議員（9番 荒木 博君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。先ほど反対者から保険料について反対するということでありましたけれども、この保険料というのは、国の高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、鳥取県の広域連合で決定するものであります。よって、日南町が決めるわけのものでもありませんし、この制度自体は平成20年度から運用されてきておりますけれども、やはりいろんな問題も抱えてきております。まず、今、一番保険料ということではなりましたが、これがやっぱり少子高齢化ということの中でもどうしても保険料を上げていかざるを得ない。保険制度を2つに分けるとすることに関しても、やはり恒久的に日本の皆保険制度というのを続けていくためには、やっぱり必要な制度であるというふうに思います。よって、私は委員長報告に賛成をいたします。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第35号、平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第36号、平成29年度日南町病院事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可

決されました。

- 日程第32 平成29年陳情第1号 及び 日程第33 平成29年陳情第2号
○議長（村上 正広君）タブレット70ページから。日程第32、平成29年陳情第1号、沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の採択を求める陳情、日程第33、平成29年陳情第2号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書。
各陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。
総務教育常任委員会委員長、山本芳昭議員。
○総務教育常任委員会委員長（山本 芳昭君）

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された平成29年陳情第1号『「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情』につき、審査の結果を報告する。
平成29年3月24日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本 芳昭

日南町議会議長 村上 正広 様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成29年3月13日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により全員一致をもって不採択と決定した。

理 由

米軍基地が集中し、沖縄県民の負担については十分理解できるが、辺野古への移設は普天間基地周辺の危険性をなくすためである。

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された平成29年陳情第2号『「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書』につき、審査の結果を報告する。
平成29年3月24日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本 芳昭

日南町議会議長 村上 正広 様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成29年3月13日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により全員一致をもって不採択と決定した。

理 由

中小企業への支援策の拡充等については理解できるが、全国一律最低賃金制度の確立などは地方の中小企業への影響が大きく、最低賃金一律1,000円への引き上げは困難と考える。

以上です。

○議長（村上 正広君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は陳情ごとにこれを行います。

日程第32、平成29年陳情第1号、沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の採択を求める陳情の討論を許します。

まず、本陳情を不採択とする反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、本陳情を不採択としたことについて反対の討論を行います。

不採択理由で、米軍基地が集中し、沖縄県民の負担については十分理解できるが、辺野古への移設は普天間基地周辺の危険性をなくすためであるということです。そもそも前仲井真知事は、辺野古移設を反対してました。しかし、2013年に豹変して、180度態

日南町第2回定例29年3月24日

度を変えて、辺野古に基地を移設することを容認しました。その後、名護市長選挙や沖縄県知事選挙、あるいは沖縄から選出される衆参の選挙がありました。今、沖縄では、全ての選挙区、衆参の選挙で出身の選挙区の候補者はオール沖縄であって、いわゆる安倍政権が進める辺野古移設の推進派の議員は、比例はありますけども、ありません。それはやっぱり明らかな沖縄の民意ではないでしょうか。

この陳情は、特に地方自治の問題、憲法と地方自治の関係について陳情をされています。特に沖縄の民意を真摯に受けとめて、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づいて、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することを求めるというものであります。地方分権ということが、1999年に地方分権改革がありましたけども、本当にそれぞれの地方自治体が意見を上げているのに、それが反映されないということでありまして。私は、この声に応えて、ぜひとも地方議会から政府に対して意見を上げていくべきだということをおっしゃって、討論といたします。

○議長（村上 正広君）次に、本陳情を不採択とする賛成者からの発言を許します。

9番、荒木博議員。

○議員（9番 荒木 博君）委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。一応、日本の74%の基地が沖縄に集中してはありますが、軽減をするために、去年の12月には北部訓練場の4,000ヘクタールという返還が行われておりますし、その他にも少しずつではありますが、返還協定はなされております。その中で、今、辺野古のことが出ましたけども、世界一危険だと言われている普天間基地の移設というのは、一刻も早くすべきだというふうに考えております。これもまた、去年の12月に最高裁判決で、沖縄県知事の埋め立て承認の取り消しは違法であるという判決がなされております。私はもう速やかに判決に沿って、県民のために、この世界一危険な空港とされる普天間基地の一刻も早い移転を望むものであります。よって、委員長意見に賛成をいたします。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

平成29年陳情第1号の委員長報告は、不採択であります。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立少数であります。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択することに決定をいたしました。

日程第33、平成29年陳情第2号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書の討論を許します。

まず、本陳情を不採択とする反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）不採択理由の中に、中小企業支援は理解できるが、一律全国最低賃金1,000円というのは無理だという趣旨であります。今、安倍政権が働き方改革ということで、労働時間の問題を主にやっています。私は、地方創生という中で一番大事なことは、やっぱり全国どこに住んでいても、どこで働いていても一律の最低賃金が制定されるべきだというふうに考えています。確かにそれぞれ、全国の都道府県ごとに最低賃金は決められていますが、本当に地方を創生するというのなら、やはりどこで働いていても、これだけは出しますよという労働法制の改正が必要じゃないかというふうに思います。今一番求められているのは、本当に労働時間の短縮と、そして、ワーキングプアと言われる人たちをどうして解消していくかということが大きな課題ではないでしょうか。特に、非正規の職員が4割を超えるという日本の雇用・労働状態は、本当に私は異常だと思います。しかも、今の最低賃金もすれすれで働いておられるような状況で、本当に地方が再生するのでしょうか。私は地方は、例えば金回りが悪いから、その他の経費が安くて済むから賃金は少なくてもいいんだという考え方そのものを改めないで、本当に地方の再生、地方の創生はあり得ないというふうに考えて、一日でも早く、安倍総理は2020年には1,000円にするというふうな話もやっておりますけども、やっぱり一刻も早くそれに近づけるべきだというふうに考えています。もちろん中小企業支援もあわせて行うべきだという立場での、不採択に対しての反対の討論であります。

○議長（村上 正広君）次に、本陳情を不採択とする賛成者からの発言を許します。

9番、荒木博議員。

○議員（9番 荒木 博君）委員長報告に、先ほど反対の意見がありましたけども、私

日南町第2回定例29年3月24日

は、今、日本の経済見まして、停滞している状態だというふうに思っております。昨年の、例えばGDP、日本は1%くらいの増というような状況であります。そうした中で、この最低賃金というのは昨年10月に改正されておまして、693円から715円と、実に3%以上の増になってます。予定では年3%ずつという目標でありますけれども、今現在、日南町の業者の状態を見ましても、それから、都市と地方の経済格差ということを考えてみますと、大変大きな格差がございます。その中で、一律にやはり最低賃金を1,000円にするというのは大変問題があるというふうに考えております。例えば地方で業者、人件費の割合の多い業種にとっては、実に、1,000円ということになれば、当然廃業に追い込まれるようなケースも実際には考えられるというふうに思います。私は、最低賃金というのは、やはり経済の状態に応じて、少しずつというのはちょっとおかしいですけど、適正な最低賃金で決めていくべきものであるというふうに考えます。よって、委員長報告に賛成をいたします。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

平成29年陳情第2号の委員長報告は、不採択であります。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立少数であります。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

日程第34 平成28年陳情第7号

○議長（村上 正広君）タブレット72ページ、日程第34、平成28年陳情第7号、鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書。

本陳情は、さきに経済福祉常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、久代安敏議員。

○経済福祉常任委員会委員長（久代 安敏君）

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された平成28年陳情第7号「鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

平成29年3月24日

日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 久代 安敏

日南町議会議長 村上 正広 様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成29年3月13日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により全員一致をもって採択と決定した。

理 由

障がい者と家族が安心して暮らしていくためにも、広域的な対応で基盤整備することが急がれる。

以上です。

○議長（村上 正広君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第34、平成28年陳情第7号、鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

平成28年陳情第7号の委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日南町第2回定例29年3月24日

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

日程第35 発議第6号

○議長（村上 正広君）タブレット73ページから。日程第35号、発議第6号、鳥取県西部管内に、問題行動等に総合的・長期的に対応できる施設の実現を求める意見書提出についてを議題といたします。

本件につき、提案の趣旨について説明を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、久代安敏議員。

○経済福祉常任委員会委員長（久代 安敏君）

発議第6号

鳥取県西部管内に、問題行動等に総合的・長期的に対応できる施設の実現を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成29年3月24日

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 久代 安敏

鳥取県西部管内に、問題行動等に総合的・長期的に対応できる施設の実現を求める意見書（案）

同一世帯内での困難な問題行動等に適切に対処することは、現在の高齢者や障がい者や子どもの支援が別々に行われる分野別支援体制では難しく、高齢の親が中年の子どものDVや精神症状のため自宅から逃れて避難が必要になるケースもまれではありません。

こうした難題に対処するための仕組みを早急に整える必要があり、下記のことを鳥取県が県西部地区の市町村と協力して実現するように求める。

記

1. 鳥取県西部に、発達障がい・精神障がい・高次脳機能障がい・認知症・引きこもり・DV・虐待・生活困窮など分野を問わず、分野が重複しても、当事者のみならず、家族全体の支援が可能かつ、精神症状・2次障害・不適切な行動などの問題行動全般に対応可能な相談支援機関、（仮称）西部総合支援センターを開設すること。

2. 高齢・障がい・子ども等、どの分野でも相談・家庭訪問等に対応でき、かつ当事者だけでなく家族全体の支援を行うことができる新たな専門職、（仮称）在宅ケースワーカーの育成に取り組むこと。

3. （仮称）西部総合支援センターから西部地区の全市町村に常駐の、（仮称）在宅ケースワーカーを派遣すること。

4. （仮称）西部総合支援センターでは（仮称）在宅ケースワーカーの育成以外に、福祉支援人材全般の育成・レベルアップにも取り組むこと。

5. （仮称）西部総合支援センターは県立県営が望ましいが、それが困難な場合、当面は県・西部地区の市町村、関係者、要望書提出者で当該センター設立開設・運営に関する検討会を持つこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

鳥取県知事 平井伸治様

以上です。

○議長（村上 正広君）これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第35、発議第6号、鳥取県西部管内に、問題行動等に総合的・長期的に対応できる施設の実現を求める意見書提出についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日南町第2回定例29年3月24日

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第36 議員派遣の件

○議長（村上 正広君）タブレット75ページ、日程第36、議員派遣の件を議題といたします。

今後予定されております議員派遣については、タブレット75ページのとおりであります。

お諮りいたします。議員派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定をいたしました。

日程第37 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（村上 正広君）タブレット76ページから。日程第37、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいま審査中の、平成29年請願第1号、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書は総務教育常任会委員長から、平成29年陳情第3号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める陳情書は経済福祉常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第38 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（村上 正広君）タブレット78ページから。日程第38、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

委員会の閉会中の継続調査については、タブレット78ページの申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、中心地域整備に関する調査特別委員会、議会広報調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

○議長（村上 正広君）ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。

増原町長。

○町長（増原 聡君）平成29年第2回定例議会であり、いわゆる予算議会であり、3月2日からきょうまで、長期間の御審議ありがとうございました。全議案を認めていただきまして、ありがとうございます。

今回、非常に中心地、それから公共交通、福祉の問題、日南病院の問題等、多くの論議があったというふうに思っております。これは決して日南町の執行部と、それから、議会だけの問題ではありません。そういうことをCATVも通じたり、傍聴もしていただきながら、しっかり町民にわかっていただく、それがやはり一番大事だというふうに思っております。そういう意味では、まだまだ足りない部分もあるかというふうに思っております。そういう意味では、町民の方々にも、こういう問題があるんだということが、そのきざしはしが伝わったのではないかなというふうに思っております。また折に触れて、そういう問題もしっかり掘り下げて、町民の方々の御意見もお伺いするような機会も設けられたらなというふ

日南町第2回定例29年3月24日

うに思つとるところであります。この場をかりまして、また一言だけ申し上げたいというふうに思っております。今回、定年は退職で2名の職員が退職いたします。1名はきょうは出ておりますけれども、1名のほうはきょうは欠席ということでもあります。そして、もう1名、1年9カ月でありましたけれども、国からの専門監が来ていただきました。先般も送別会したんですけれども、彼にとっでは非常に強気のようなイメージだったんですけども、7月に来て、8月には総合戦略を出さないといけないというプレッシャーの中で、本当に自分も大変だったというふうに、涙を流しながら語ってくれました。そういう姿が管理職の中に伝わっていただければいいなというふうに思っておりますし、今おられる管理職も含めて、先輩の姿を見ながら、自分の姿を正したり、そして自分もまねたり、そういうふうなことになるればいいなというふうに思っております。

今、農業と林業というのは日南町の成長戦略として進めております。実は3月31日、本来ですと年度納め式がある日でありますけれども、国のほうから3月31日、ヒアリングに来ていということがございます。今、成長戦略として、林業というのを力を入れておりまして、ぶち込みで5億円程度、毎年1億円程度の事業を獲得できないかなというふうなことを考えております。また、これが決まってしまうので、通るか通らないかわからないか、2倍以上の競争率がある事業でありますので、通るか通らないかわかりませんが、やる気を見せて、ぜひとも一丸となって成長戦略として林業を成功させたいというふうに思っております。

当然、農業というのもあるわけでありまして、護送船団方式で、じゃあ、農業もいくから、林業もいこうというふうな形をやってると、いつまでたっても成長戦略は進まないというふうに思っております。飛び抜けて進めるところをしっかりと進めて、そして、その後から、おくれるところをしっかりとまた充実させていくというふうなことを進めていきたいというふうに思っております。

3月31日の御用納め等につきましては、欠席をいたしますので、その報告も兼ねまして、そして、この長い3月議会につきまして、さまざまな御協力をいただきましたことについてお礼を申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。○議長（村上 正広君）お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、平成29年第2回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

午前11時22分閉会

議長挨拶

○議長（村上 正広君）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、今月2日から本日まで23日間にわたり、平成28年度補正予算、条例の廃止及び一部改正、総額105億6,574万円余り、そのうち一般会計は前年比5.3%増の67億5,343万円となる平成29年度予算を御審議いただき、全議案議了いただき、ただいま閉会の宣言ができましたことは、議長としてまことに感謝にたえません。

過疎化、少子高齢化が一段と進行し、財政力の低い中、地方交付税の減額を目の当たりにしたとき、町政運営はさらに厳しくなることが予想されます。審議過程で出された意見、予算審査特別委員会での審査意見など十分認識され、予算執行に当たられることを望みます。議会報告会、住民アンケート等を参考にしながら、議員定数を2名削減する条例改正が可決され、次期一般選挙から10名での議員活動となります。議員それぞれが持つ力を十分に発揮され、住民福祉向上に寄与され、町民の負託に応えていただきたいと思っております。

ことしは2度にわたり大雪の被害があり、町内でも屋根の雪おろし、家の周りの雪取り等、大きな出費があったと思います。しかしながら、ようやく春の雪解けを待ちわび、暖かい日差しが差し込む季節となりました。新年度が始まります。増原町長の任期も来年2月までとなりました。町長の施政方針にもありましたが、新規事業を初め、いろんな事業に対し、責任を持って取り組んでいただきたいと思っております。日南町を次世代につなげる行

日南町第2回定例29年3月24日

政、ついの住みかとして住んでよかったと思える町政運営を推進していただきますよう、
お願いを申し上げます。

議員各位には、農作業の繁忙期を迎えます。体調管理に十分注意をされ、議会活動に邁
進されますようお願いを申し上げ、閉会といたします。お疲れさまでございました。
